

令和4年3月18日

障害福祉サービス事業所 各位

安城市役所障害福祉課長

放課後等デイサービス事業所等の代替的なサービスの対応の終了
について（通知）

日ごろは、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を実施いただいているかと思えます。見出しの件については以下のとおりとしますのでご理解とご協力をお願いします。

記

1 代替的なサービスの対応の終了について

- (1) まん延防止重点措置が令和4年3月21日で対象期間終了となりますが、代替的なサービスの対応から通常対応への移行期間を考慮し、令和4年1月31日付け「放課後等デイサービス事業所等の代替的なサービスへの対応について（その6）（通知）」に示した代替的なサービスは令和4年3月31日までとします。
- (2) 医療的ケアを必要とする児童生徒等や基礎疾患等がある児童生徒等など特別な理由がある場合は、継続を認める場合がありますので、事前にご相談ください。
- (3) 既に代替的なサービスを実施されており、令和4年4月1日以降の継続を希望される場合も、別途協議が必要となります。理由によっては認められない場合もありますので、代替的なサービスの提供前に必ずご相談ください。

2 その他

国や県の動向、新型コロナウイルスに対する社会情勢の変化により、対応が変更となる場合があります。

問い合わせ先 安城市役所福祉部障害福祉課障害給付係
電 話 0566-71-2259（直通）
F A X 0566-74-6789
E メール shofuku@city.anjo.lg.jp